

別表十の二(一)

「14」、「16」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十の二(一) 令三・四・一以後終了連結事業年度分

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書				連 事 年	結 業 度	法人名	()	円
地 区 又	措法第68条の63第1項の表の各号又は第2項の区分号(情報通信産業特別地区)	1	第1号	特 別 控 除 額	情 報 通 信 産 業 特 別 地 区	特 定 事 業 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額	13	円
			第2号				特 別 控 除 額 $((13) \text{ 又は } ((22) \times \frac{(13)}{(19))) \times \frac{40}{100}}$	
<p>「14」欄</p> <p>沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項の表の第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10207」</p> <p>③ 「適用額」欄：「14」欄の金額</p>								
結 法 人	認定法人としての認定を受けた日	3	・	控 除 額	国 際 物 流 拠 点 産 業 集 積 地 域	特 定 事 業 に 係 る 連 結 所 得 の 金 額	15	円
	事業種目	4				特 別 控 除 額 $((15) \text{ 又は } ((22) \times \frac{(15)}{(19))) \times \frac{40}{100}}$	16	
	(1)が第1号又は第2号	特定事業に係る個別所得金額	5				特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)	
	各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6						
<p>「16」欄</p> <p>沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第1項の表の第2号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10408」</p> <p>③ 「適用額」欄：「16」欄の金額</p>								
け	(別表四の二付表「33の①」)	8		人 の	軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 (13) + (15) + (各連結法人の(8)の合計)	19	円	
	(1) (マイナスの場合は0)					特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額		20
<p>「17」欄</p> <p>沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の63第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10527」</p> <p>③ 「適用額」欄：「17」欄の金額</p>								
算 場 合	従業員割合 $\frac{(9)}{(10)}$	11		算	等 の 場 合 の 計 算	軽減対象連結欠損金額の合計額	21	円
	特別控除額の個別帰属額 $((8) \text{ 又は } ((22) \times \frac{(8)}{(19))) \times \frac{40}{100} \times (11))$	12				調 整 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 (18)と((19)-(20)-(21))のうち少ない金額)	22	